

暴風警報の対応措置（令和4年4月変更）

次の地域または市町村に暴風警報が発令された場合の対策について

○大阪府全域

○大阪市

○東部大阪

〔枚方市 寝屋川市 交野市 守口市 門真市 四條畷市
大東市 東大阪市 八尾市 柏原市

上記のどれか1つの地域に暴風警報が発令された場合は以下の対応とする。

※上記以外の地域に暴風警報が発令され、その地域に居住する生徒は
自宅待機とし必ず学校に連絡をすること。

①通常授業の期間の場合

1. 午前7時までに「暴風警報解除」の場合・・・平常授業
2. 午前7時現在「暴風警報発令中」の場合・・・自宅待機
3. 午前10時までに「暴風警報解除」の場合・・・解除2時間後に始業
4. 午前10時現在「暴風警報発令中」の場合・・・臨時休業
5. 報道機関等を通じて大阪府教育委員会より「府立高校は臨時休業」の指示があった場合、
上記1～4にかかわらず 臨時休業

②午前中授業期間の場合

1. 午前7時までに「暴風警報解除」の場合・・・1限から4限の授業
2. 午前7時現在「暴風警報発令中」の場合・・・自宅待機
3. 午前8時30分までに「暴風警報解除」の場合・・・解除後2時間後に始業
4. 午前8時30分現在「暴風警報発令中」の場合・・・臨時休業
5. 報道機関等を通じて大阪府教育委員会より「府立高校は臨時休業」の指示が
あった場合上記1～4にかかわらず 臨時休業

③考査期間の場合

1. 午前7時までに「暴風警報解除」の場合・・・通常通りの時間で考査
2. 午前7時現在「暴風警報発令中」の場合・・・自宅待機後、次のいずれか
→ 午前10時までに「暴風警報解除」・・・12:45～ 考査1限開始
→ 午前10時現在「暴風警報発令中」・・・臨時休業
休業となった日の考査を
最終日に実施

④授業時間中の場合

午前8時25分以降に「暴風警報発令」の場合、その時点で授業を打ち切り、安全かつ速やかに生徒を下校させる等の対応をとる。また、大雨警報や洪水警報等の発令が予想され生徒の下校時に危険が想定されると校長が判断した場合、終業時刻の繰り上げ等の対応をする。

⑤特別警報の場合

城東区に特別警報が発令された場合は、暴風警報が発令された場合と同じ対応をとる。その他の地域で特別警報が発令された場合は、当該地域に居住する生徒または、登下校中に当該地域を経由せざるを得ない生徒は、暴風警報が発令された場合と同じ対応をとり、その時間中の授業は出席停止とする。

⑥交通機関のストライキ・遅延・運休

ストライキまたは、悪天候により、次の交通機関のいずれかが運行休止の場合、暴風警報が発令された場合と同じ対応をする。

- ・大阪メトロ中央線（深江橋駅を含む一部区間または全線）
- ・学研都市線（放出駅を含む一部区間又は全線）
- ・おおさか東線（高井田中央駅を含む一部区間または全線）
- ・上記以外の区間で、多数の生徒の登校が困難であると学校長が判断した区間

事故や車両故障による運行休止についてはこの対応に含まない。遅延についてもこの対応には含まない。

注意

- ・「警報解除」になったときも、各交通機関、道路状況が混乱することが予想されるので、安全に留意して無理のないよう慎重に行動すること。
- ・当該暴風の影響で登校できない、または、遅れる場合は、学校に電話連絡をすること。欠席した場合は、後日、担任に申し出ること。
- ・始業時刻が繰り下げられた場合でも、その日のすべての授業の用意をして登校すること。